

平成20年度経営計画

1. 業務運営方針

当協会は、本来の使命である中小企業金融の円滑化を通じて、地域社会への一層の貢献をはたすため、国及び地方公共団体の諸施策を推進するとともに、経営支援・再生支援体制を充実させ、中小企業者の経営相談等のサービスにきめ細かく対応し、多様化する資金ニーズに迅速・的確に応えていきます。また、金融機関等との連携強化により、期中管理の充実に努め、代位弁済の抑制、求償権回収の最大化、効率化を図ります。

また、平成20年4月からのコンピュータシステムの共同化により、事務の簡素化・効率化に努めるとともに、コンプライアンス態勢の強化、中小企業診断士や目利き職員の養成などによる中小企業者への支援体制の強化を図り、今まで以上に「信頼される協会」「顔の見える協会」を目指して邁進していきます。

(1) 保証審査の適正化・効率化

金融機関本部と情報交換及び支店担当との相談会を実施し、金融機関と一層の共有化を図るとともに、案件進捗管理の徹底により審査スピードのアップを図ります。また、CRDスコアを参考とした簡易稟議案件の推進により、審査の迅速化に努めます。

(2) 利用企業者数の増加

パンフレットの作成やホームページによる広報活動、関係機関との連携強化、各種勉強会の開催、関係機関主催セミナーへの職員講師派遣等により、協会を利用した場合の利便性・優位性（保証人の非徴求、制度資金の金利メリット、団体信用生命保険制度等の紹介）を説明し、未利用企業者の保証推進を図ります。

(3) 責任共有制度の円滑な運用

金融機関と連携して、中小企業者の資金繰りの把握に努め、企業ニーズに応えた適切な支援を行います。

(4) 政策保証の推進

不況業種に属する中小企業者や厳しい環境で努力している中小企業者に対して、親身な対応に努めるとともに、国の経済対策保証制度であるセーフティーネット保証、流動資産担保保証等を積極的に推進して資金需要の円滑化に努めます。

(5) 職員の目利き能力の向上

多様化する保証制度に対応した審査能力の向上を図るため、連合会主催研修等への受講参加や現地調査等を通してのOJTにより、中小企業者の問題点・将来性を的確に判断できる職員の養成に努めます。

(6) 関係部門（保証・回収、及び再生支援関係機関）との連携強化

関係部門との情報交換等により連携強化を図り、効果的かつスムーズな調整に努めるとともに、代位弁済案件について早期回収の着手に繋がります。また、平成19年度に経営・再生支援室を拡充して経営・再生支援機能を強化したことにより、経営改善指導相談案件の審査についてはきめ細かな対応ができるようになりました。平成20年度は大口債権管理、MSS（中小企業経営診断システム）の活用や再生支援協議会との連携を強化し、引き続き経営・再生支援室を活用した支援を推進します。

(7) 延滞案件の早期着手

延滞案件について早期に債権管理を行ない、即応性のある行動を実施します。

(8) 金融機関との連携強化による債権管理の強化

事故報告受付等による要管理先について、早期実態把握に努め、中小企業者の実態に即した返済額

の軽減、一定期間の返済猶予、期限延長等の条件変更により正常化を図ります。

(9) 期中管理部門の整備充実

期中管理部門の業務の流れを見直し、効率的な調査や代位弁済事務手続きを行えるようにします。

(10) 回収の早期着手

期中管理部門と連携し、早期回収の着手により回収実績の増加に努めます。

(11) 求償権の実態把握

求償権先への訪問督促を強化し、面談率を高めるとともに定期入金先との増額交渉や一括弁済に努めます。

(12) サービサーを活用した回収の促進

求償債権の増加に対応して、サービサーへの回収委託範囲を拡大し効率的な回収に努めます。

(13) 事業再生支援等の新たな制度への取組み

再生支援など新たな取組みへの検討、討議を行ない、求償権先の実情に即した対応に努めます。

(14) 管理回収事務の効率化

急増する求償債権に対応するため、管理事務の効率化に努め、合理化を図ります。

(15) コンプライアンス態勢の充実・強化及び危機管理態勢の整備

コンプライアンスプログラムに基づき、研修・啓蒙活動を行うとともに、適宜法令遵守態勢の検証を行います。内部統制によるリスク管理を行うとともに、危機管理態勢の検証を行います。

(16) 九州共同システムの運用と整備

平成20年4月に移行する九州共同システムの運用により業務の効率化・合理化を図り、経営基盤の強化に努めます。

(17) 信用補完制度の拡充に向けた取組みと整備

中小企業の事業承継円滑化等に資する取組み及び事業再生支援の拡充に向けた取組みを行います。

(18) 業務改善に資する取組みと整備

業務区域外求償権・不正利用者等に係る情報交換体制の充実に努めます。

(19) 広報活動の充実

信用保証制度について広く正しい理解を得、一層の認識向上を図るため、ホームページや機関誌の充実等により中小企業者向けの広報活動に努めます。

(20) 人材開発の充実と強化

審査能力の一層の向上等を通じ、信用補完制度の適切な運営に資するとともに、信用補完制度の変革期における人材の育成・開発を促進します。

(21) 裁判員制度への対応

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づき、当協会職員が裁判員として司法参加するための環境整備に係る検討を行います。

2. 保証承諾等主要計画

平成20年度の保証承諾等の主要業務数値計画は、右の通りです。

項目	金額
保証承諾	940億円
保証債務残高	2,000億円
代位弁済	45億円
回収	15億円